

第6日

平成22年9月6日（月）

午後3時27分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、11番、平田悌子議員の質問を許可します。11番平田悌子議員。

（11番平田悌子君登壇）

11番（平田悌子君） 皆様、こんにちは。11番平田悌子でございます。最後の質問になりましたので、お疲れかと思いますが、よろしくおつきあいのほどお願いします。

9月議会ではいつもバサロの前のヒマワリの情報をお届けいたしておりましたが、まだ咲いておりません。きのうは花を求めておいでになった方がいっぱいあったかと思いますが、残念ながら咲かずにいました。けれども、4時半ごろ行きましたら、もう品物が売り切れで売り台の板ばかり見えておりました。非常にありがたいことだと思います。きょうも来るときに1輪、2輪咲かないかなと思って探しましたが、まだ咲いておりません。議会中には咲くかと思いますが、台風の情報があります。ここ何年か台風が来ませんが、ヒマワリのときに台風が来ますと倒れまして、行政の方、それからバサロの方、生産者組合、それからボランティアが100数十名出て、ヒマワリ起こしをいたしておりました。根元を踏んで、私よりも背の高いヒマワリ畑に入って、根っこを踏んで支えをつくっておりました。そんな思い出がありますが、ヒマワリが倒れてもお客様はおいで下さいました。ありがたいことです。

昨夜は、昭和橋が81年間の役目を果たして壊されるということで、杷木のコミュニティを中心にさようなら昭和橋、ありがとう昭和橋というイベントがありました。副市長もお出でいただきましたが、やっぱり橋、道というのは、文化、それから経済、交流、そして、その成長の役目を果たしてくれたんだなということで、中村哲さんが御先祖にありがとうと言われたけれども、当時のやっぱり御先祖の英知に感謝をしたところでございます。

きょうは、森田市長が誕生されまして、市民は新しい朝倉市づくりに期待いたしております。どげんな、市長は、というのがよく聞かれます。頑張っておられます、フットワーク軽くてよく回って見えますというようなお話をしておりますが、今から朝倉市の新しい歴史をつくってくださる方だと思えますし、後世に残すまちづくりをされることとも思っています。そのことに私も期待をしながら、新市長の予算編成を中心に質問をいたしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

（11番平田悌子君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 最初の質問は、平成23年度予算編成についてであります。森田市

長後就任後の初めての本予算編成です。6月議会では、今回もそうですが、市長のマニフェストについての質問が多くありましたし、多くあります。そのマニフェストの多くの事業は、今後4年間で手がけられたり、あるいは4年間で実施されるものと思っております。そこで、来年度の予算編成の方針をお尋ねします。

また、6月議会で8番議員の質問の回答に、決算ベースでそれまでの事業に対してきちっと評価をしていく、その上に立って次の予算にそれを反映していくと述べられています。21年度予算の事業評価を平成23年度予算にどのように反映されていくのか、事業評価に関しまして、具体的にどのような作業をなさる予定があるのかの2点についてお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 朝倉市の可能性をとことん追い詰めたいと。で、1市2町のそれぞれの、これは何回も出てきますけど、特色を生かした均衡ある発展に向けて、効果的に適を逃すことなく各施策を講じていきたいというふうに感じております。

で、今申しました、行政評価につきましても、今現在、着々と準備を進めている状況でございます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、平田議員から話がありましたように、23年度の予算というのが、私が市長になりまして一からつくる初めての予算ということになります。全般的な話としては、今総務部長が答弁したようなことになろうかと思いますが、その中でも、やはり私が選挙中に市民の皆様方にお訴え申し上げておりました42のマニフェスト項目について、すべてというわけにはいきませんが、それを予算に、来年度予算に、そして、実現できるものについては実現していくという形になろうかと思っております。

また、あわせて事業評価についての御質問もございました。事業評価をきちっとした評価のあり方、形というのは、恐らく今年度はできないだろうと思っております。今年度、22年度、恐らく23年度か24年度ぐらいには、外部委員も含めた形としてのきちっとした事業評価するシステムというものをつくりたいということで、今関係課に、関係部課に指示をさせていただいておりますが、いずれにしましても、そういうシステムがないにしても、やはりもちろん当然議会が、決算委員会が今議会行われます。その中に出た意見、あるいは私ども行政の中でシステムない中でいろんな判断、私自身も含めた判断の中でしたもの等を23年度の予算に反映させたい。ただ、ひとつそこでするのは、決算ベースといいますと、どうしても今度は21年なんですね。ですから、そこに1年間のタイムラグが出ると。で、それをじゃあどうしていくかということは、今後の事業評価のシステムをつくるときに、検討していかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 着々と進められてるような御報告を受けましたけれども、私は初年度が大事であると。それから、森田市長に住民は非常に期待をいたしております。1年

終わり、2年終わり、まあ1期のうちはもう、先ほどの御回答では2年間ぐらいしか施行できないということになります。私は、1年目からぐっとそれを出されるのがまちが変わることであり、1年目はそして抵抗もあるんですが、そこがまちが変わることだと思っております。ぜひ、本当タイムラグがあるんですが、今だからこそ新鮮な目で、ここが必要であるとか、これは無駄であるということは判断できるのではないかと、素人の目から見ましたらそう思います。ぜひ、1年次からの取り組みを強力にお願いしたいと思います。

それで、二つ目の、市長のマニフェストに6本の柱を立ててありました。きょうも質問がありますが、いろんな具体策も出ております。事業名も出ております。このマニフェストに関する市長としての年次計画をどのように立てていらっしゃるのか、もう大体立っているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） これは、6月議会のときにもお話申し上げたんですが、すぐにできるものはすぐにやると、ただ、内容によっては、やっぱり十分検討して取り組まなきゃならんものもあります。で、そういったものをきちっと分けまして、もう初年度におかげさまで皆さん方の御協力いただきまして、いわゆる医療費、子どもの医療費、就学前の医療費無料化はもう既に実施をさせていただきました。

で、来年度、どういったものを予算の中に入れていくかと申しますと、まずは、まあこれはすべてじゃございません。今ちょっと、住宅太陽光発電の促進の補助事業ですとか、市役所の車にエコメーター、これは一遍に全車つけるわけじゃございませんけれども、ある年次に分けてつけていくのも、再来年度もそれをやっていくと。そういった、主に環境関係が多くなるんだろうと思います。で、まあそのほかについても、今から予算編成する過程において、来年度できるというものがいくつかあるんですけども、は入れていきたいというふうに思っています。はっきり今申し上げられるのは、そういったものは、来年度の予算に恐らく入るだろうというふうに思います。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 何か今までのまちづくりで、その年次計画が見えない部分もありました。もちろん、総合計画にはありましたけれども、市長のマニフェストの中で、やっぱりこれは来年度までは大分決まってるとおっしゃいましたけれども、できれば、まあマニフェストというんだから、今、政党もそうですが、変わることもあるんですが、ある程度の計画を市長なりに出されて、市民に訴えられて、市民の意見を聞きながら、またその政策を考えていかれるというように、出来れば4年間の計画を市民にも公表していただいたらと思っております。ぜひ、この点も努力をお願いしたいと思います。

三つ目に移ります。

平成22年度から24年度までの第一次総合計画がありますが、これは前市長の元のときの継続事業が主だと思っております。もちろん、改定版も先日出されました。その中で、市

長の御意向も入っていると思っておりますが、そして、毎年ローリングを行いながら事業の検討を行うと、副市長も回答されておりました。そんな中、市長のマニフェストの事業がどれぐらい盛り込めるのか、それとの整合性とか、何%ぐらい可能なのかとか、そういう見通しがあれば御回答願いたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） この総合計画につきましては、朝倉市における平成20年度から10年間の行政運営の基本的な指針であり、基本構想、それから基本計画で構成されております。この基本計画は、24年度まででの前期と、それ以後の後期に定められておるところでございます。この実施に当たっては、可能な限り早急にできるものは、今申しましたようにスピード感をもってやるということで、可能な限り早急にこの実施計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） その総合計画の実施計画の中で、まあ市の予算が250億円ぐらいだろうといったときに、平成22年度は236億円、まあ早計ですね、23年度は225億円の計画がされています。あくまでも計画でございます。その中で、市長が、やっぱりこれはやりたいたいと思われている中で、どれぐらいの事業を見込んでらっしゃるか、その予定が今おありなのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今総務部長から申し上げましたように、まあ総合計画は基本構想として10年間のスパンがあると。で、その中に基本計画が5年ごとにある。で、実施計画というのをつくります。で、それは、毎年でも内容を、中身、実際の計画で、その中に私の今回選挙で皆さん方に訴えたマニフェストの中の42項目について、順次入れて実現をしていくということですから、何年ごとにとということについては、今はっきりは、つくりなさいということで、はっきり申し上げませんが、私としては、少なくとも私の任期までには、私は皆さん方にお約束したことを100%できるような形で努力をしたいというふうに思っています。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） ということは、まあ私どもは総合計画を見せてもらいましたが、非常に期待した事業も盛り込まれております。それを急に変えるということはなさらずに、十分検討しながら、事業評価をしながらやっていくというお考えでしょうか。確認させてください。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 現時点ではそう考えております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） じゃあ、その後はまた討論させていただきたいと思います。

それでは次に、予算編成のスケジュールですが、もう4月に御就任いただいて9月になりました。もう国でも予算の大体の骨格、予算の要求額も出ているようでございますが、私どもも、市のほうでも11月、12月ぐらいにまとめられるという過去の経緯もあります。今年度は予算編成の方針が何月ごろ出て、どのようなスケジュールで予算編成をなさるのかお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

○総務財政課長（渡邊義明君） 今回のスケジュールについては、細かなスケジュールは決めておりませんが、概算では11月までには市長と十分議論しながら、また庁内の検討もいたしまして進めていきます。そうしてから12月、そして1月、段階を追って煮詰めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 査定のほうはわかりましたが、その前の予算編成方針、市長のマニフェストの入れ方とか、その辺りの今までの総合計画との事業との折衝の過程とか、それから、いろんな要求も、地域からの要求もあると思いますが、その辺りの検討はどのようなスケジュールで行われるのかをお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まず、国のほうから地方財政計画が示されないと、その年度にどれだけの地方交付税なり歳入が見込めるかというのがはっきりしません。で、そこも見極めた上での予算編成作業になりますから、先ほど総務財政課長が申し上げたように、従来と同じ流れになると。で、一方で、施策の吟味につきましては随時やっておりますので、現時点でも新しい施策をどういった形でくみ上げようかという議論は進めてます。ですから、最終的な地方財政計画なりを見て、その上で朝倉市の財政規模、まあ250億円なり何なりというのを見極めて、どれだけ盛り込むかというのは決めていくという作業になっていきます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） ということは、もう予算編成が始まっていると理解してよろしいんですね。わかりました。

それでは、その次の質問に移ります。

陳情をどのように新市長としてお考えなのかお尋ねします。市長、お尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） これは、陳情に限らず要望もそうですが、先ほど安陪議員の一般質問の中でもちょっと答弁いたしましたけど、この陳情、要望のあり方については、まあ有効的な要望が、陳情ができるような体制を現在検討を行っております。で、まあいろんな、先ほどコミュニティの中でも出てきましたけど、補助金あたりのいろんなこのシステム、新たな取り組みを、今現在検討を進めておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 陳情をどのようにとらえるかということです。国のほうでもそうですが、最近、陳情という言い方しなくなっただけですね。提案ですとかいうふうな呼び方をされるようになりました。陳情ちゅうのは、あくまでも、なんとなく、何とかしてくださいと、お上に対してどうか納得してくださいというふうなイメージがあります。ですから、あくまでも要望というふうな形で今変えていこうというのが一つの流れです。そういったものにつきましては、私はそれを即市政に反映するかどうかは別として、やはり一つの住民の意見、考え方という形の中で受け止めさせていただいて、十分市政の中に検討の一つの要素として入れさせていただくというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 市長の御意向、わかりました。それでは、それに関連しまして、補助金に対してもあわせてお尋ねします。

前市長のときに、補助金を受ける団体と語ろう市長室と称して、毎年事業報告や予算折衝が行われていたのではないかと思います。ことしも同じように補助金団体とお会いになるのでしょうか。すべての補助金団体が市長と会っていたのではないと思っています。必要であれば、私はこのことに関しましては、行政が主導権を持ってヒアリングを行ってほしいと思います。そのヒアリングを行う中では、行政は今まで委託金とか補助金を与えたその事業に対して精通してなくてはいけないと思うんですね。評価ができて、精査できるようになっておかなければいけない。そのためには、行政としての統一したまちづくりの方向性、人づくりをどうする、含めた方向性がある、決してその管理体制を厳しくするものでなくて、市民が要求を出したことに對して、情報を市民より以上に持ちながら、まちづくりとしてそのことはその要求に対してはどうかということをはきちんと言えりような、そんなヒアリングを行って予算を組んでいただきたいと思いますと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（高良恵一君） まず、前段の朝倉を語ろう市長室の関係でございますが、これはみんなで考えるまちづくりの一環として懇談会を持つというような制度でございますが、特別の団体とか予算要求をするという場ではございません。で、一方、区会長会を通じまして、地区要望というものをしております。これは、各地区2件までということで、区会長理事会を通じて各地区での優先順位で2件、例えばどここの道路改良してほしいとか、そういう要望は上がってきておりますが、それ以外で特別の地区とか団体と、予算要求におけるそういう場を持つということはございません。朝倉を語ろう市長室につきましては、先ほど申しましたように、まちづくりを語っていくという場でございます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 朝倉を語ろう市長室はそういうこと、私もよく内容を知りません

でしたんで、そういうことのようにございます。

そこで、じゃあ予算についてどうやっていくのかということですが、もちろん優先順位や税金の使い方を含めて、当然住民の、あらゆる住民の意見をお聞きします。で、その上で、やはり行政の責任で、私どもの責任でしっかり政策提示をさせていただいて、十分市民に説明責任が果たせるような形での対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 語ろう市長室は、私が誤解していたようでございますが、幾つかの情報を聞いたときに、そのように思っておりました。ぜひ、おっしゃるように、そちらで精査してやっていただきたいし、私は、最後に申し上げました、ヒアリングは、ぜひ補助金をやりっぱなしとか委託をしっぱなしではなくて、予算を組むうえでヒアリングを行っていただきたいし、それが事業評価にもつながるのではないかと思っております。ぜひ御検討をお願いします。

その次に、先ほど陳情を提案とか要望ととらえて、もちろん市民の声を聞いていただくことは、私もとっても大事だと思っております。その聞かれた中で、それでは、多分事業ですので予算に関係することと思いますが、優先順位をおつけになるときにどのような検討がなされるのか、優先順位が多分あると思いますが、市長が思ってもらっしゃる、どのようにしておつけになるかを、お考えをお聞かせください。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 市長が掲げられております日本一のふるさと朝倉、七つのビジョンの42項目につきましては、与えられた期間中に、何遍も出てきますけど、すぐできるものはすぐ実施し、中には財政状況を判断しながら実施していくこともございます。この政策実現に向けて最大限努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） それに関連しまして、同じく6月議会で、8番議員の質問に対して、事業評価の中には市民の方にも入っていただくと回答されています。これも含めて、市民に対して税金の使われ方をよりオープンにするために、どのような方法を考えられておられるのか。もちろん、優先順位のことも市民は聞きたいと思いますが、その方法について、具体的にどのようにお考えをもらっしゃるかお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 現在、先ほど申しました、朝倉を語ろう市長室、それから、市長へのはがき、それからまちづくりメールなどを現在実施しておりますが、市民への周知が不足ということになれば、これ周知の徹底を十分図る必要があるというふうには思っております。今後とも、今御質問の税金の使い方につきましては、今後行政の責任で、よりよい、効果的で市民にわかりやすい方策を十分検討していきたいというふうに考えて

おります。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 若干補足といいますか、訂正させていただきます。申しわけありません。

朝倉を語ろう市長室につきましては、昨年度まで実施されてたというふうに聞いておりますけれども、現在のところそのような形のものはありません。で、どういった形で市長が聞いていくかということにつきましては、新たなやり方、いろいろと現在検討しております、その一つとしまして、現在実施しておりますけれども、仮にこんにちには市長室と言いますか、そういった形で朝倉支所、杷木支所のほうに出向いて、で、そこで市長が質問とるというような形を行っております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 広報の仕方についてももう少しお尋ねしたいのですが、今まで広報紙に結果は出ておりました。けど、もっともっと私はまちづくりに対して積極的に市長の御意見を市民にアピールしていただきたいと思っております。市長自ら原稿をお書きいただいて、この点はそんな長くなくていいんですが、この点は先ほどおっしゃったようにインフルエンザの予防注射のことをするとか、こういうこととするとか、そうしたら、私はお金の使い方も見えてきますし、市長のまちづくりの考え方も見えてくると思うんですね。同じように、予算編成に関しましても、先ほどの、私が質問しましたこんにちには市長室を設けられるということ。方針が変わった、市長が変わられたからこういうことで市民の意見を聞きますとか陳情に関しましても、私たちも陳情しなければ、これは予算をもらえないのかというような、私は合併後はそう感じたことも事実でございます。で、その考え方を打ち出されて、私は市民を育てていただきたい。市民が何をすべきなのか、行政が何をなさるべきなのか、そして、一緒にまちづくりをどうやっていくかというところを。方針はやはり予算が基本である、事業が基本であると思っております。その点に関して、広報紙に少しでも書いていただきたいのですが、市長の御意見をお願いします。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今平田議員から御提案のあった、広報紙に市長が短くてもいいから今の方針にいろんなものを書きなさいということでありまして、私としては、検討した上でやれるもんだったらやりたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） ぜひ前向きに、市民が喜ぶと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、予算編成についてはこれで終わります、2番目の質問に入ります。

区や隣組に加入していない市民についてでございますが、このことに関しましては、行政区はあくまでも自治組織であり、しかしながら区長は市から委嘱を受けられる部分もあ

ります。そこに難しさがあると思うんですが、住民の考え方が多様化してきていることも、区に加入しなくてもいいという考え方が大きくなりだした点もあると思います。しかし、その中で、住民の中には区に入っていない人を地域づくりから排除していく傾向もあるのではないかと。先ほどの前の安陪議員の質問にもありましたように、コミュニティづくりでまちづくりをしようという中で、どのようにこの住民のことを考えたらいいいのか、このまちづくりを、自治体を考えたらいのか整理する必要が生じてきているのではないかと。ということで質問をいたします。この間荻田町に行きましたら、町長が4割にも上る方たちが区に入っていない、コミュニティの大きな問題ですとおっしゃいました。これは、私たちにとっても深刻な問題です。それで、まず1番目、現在朝倉市で区や隣組に加入していない世帯がどれぐらいあるでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 今のお尋ねにつきましては、この区や隣組の加入、それから未加入の状況を把握しておりません。で、実態につきましては、現在、区や隣組の加入について、市民に対して市への提出を義務づけておりませんので、区会長方に対しても、加入、未加入の世帯の報告の義務づけを行っておらない状況でございます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） それでは、その区に入っているとか入っていないということは、行政にとっては不都合な点はないわけでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） この、基本的にはこれ区費の問題が当然でございます。で、これ今言う質問であります、将来的にはコミュニティの問題もありましようが、今市が実施しておりますこのサービス、このサービスの問題については、区に加入してしましようが、区費を払っているか、否かについても、変わらず提供を行っていかなければならないということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 概算でよかったんですが、私はホームページで世帯数を調べて、区会長にどれぐらい加入してるかを聞いただけでも、大体数がわかるわけですね。もちろん、だから、広報紙を依頼する部分は、区に入っていない人も依頼してあるんですが、広報紙が大体残ってる部分、配付してない部分での概算はわかるんじゃないかなという思いもいたしました。

それで、じゃあ2番の質問に入ります。では、加入していない人たちに市の情報はどのように届けてあるんでしょうか。例えば市の情報と申しますと、行政サービスとか、住民の義務についてはどのような方法で、手段で届けてらっしゃるんでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） この情報の、市の情報の伝達方法ですが、市報について申し

上げますと、御存じのように、市報については区会長を通じ配付を行っているところでございます。で、区会長には、この配付物の関係なんです、これ区会長の設置規則によって、今現在各種の配付物の協力をお願いしてると。で、そのことを区に入っているとか入っていないとかはかかわりのないこととございますが、区に未加入の方についても、市報を配付していただくようお願いをしておりますが、市から積極的にお願いをしている状況ではございません。区会長から問い合わせがあった場合に限り、お願いをしているという状況でございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 私も隣組長をしながら、ちょっといろんなことにぶつかり、コミュニティに入ってぶつかりしながらいます。で、例えば極端なことを言えば、選挙公報がだれによって配られるのか、大きな問題であると思っています。広報紙と同じような状況で、私たちには持って見えます。それから、集団検診の受診率を上げようというのが市の取り組みでしたが、だれが届けるのかとか、いろいろ私は現場にいて思います。それから、上下水道に関する情報とか、人づくり情報ですね。で、これは、住んでらっしゃるところが関係者の方は全部区に入ってらっしゃる、区に住んでらっしゃるから、不便は感じてらっしゃらないと思いますが、まちづくりとなると非常に困ってこの質問をしたわけです。で、3番目に移ります。

では、先ほどもありましたが、要望とか提案を区長を通じてとかコミュニティを通じて持ってくるとおっしゃいましたが、区に加入していない人たちの情報、意見をどのような方法で、もちろん、自分で積極的にいくという方法あるんですが、どのように、どのような方法で把握してらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（高良恵一君） まず1点。広報紙のほうについてちょっと補足説明をさせていただきます。広報紙につきましては、市のホームページのほうに毎号掲載をしておりますので、パソコンがない場合はできませんけれども、自宅でもパソコン上から見ることができ、あるいはプリントアウトができるという状況が一つございます。

で、あと、市民の意見につきましては、各行政施設とか、公民館、JAにまちづくりメールというものを置いております。これは、切り取ってはがきで市のほうに出せると、郵送料は市が負担をしております。それなり、ホームページ上にもお問い合わせという欄がございまして、そこからいろんな御意見をいただいているということが一つです。で、また、年1回、市長へのはがきというものも実施をして、市民からの意見をいただいているところでございます。

また、市の各種計画の策定に当たりましては、市民アンケートということを行う場合、これは住民記録のほうからアトランダムに抽出をして配付いたしますので、これは、区に入っているとか入っていないは関係ないということになります。

で、また、全市民に対しては、パブリックコメントを実施をして、意見を求めるという
ような仕組みがございます。

○市長（森田俊介君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 行政の御努力してらっしゃることはわかっています。けれども、
私は申し上げてるのは、それから外れてる実態がありますよということを知っていただき
たいと思っているんです。

私たち住民が今度地域で福祉マップをつくろうと、それから防災マップを兼ねたものをつ
くろうとしたときに、区に入ってらっしゃらない方をどうするかということになるわけ
です。地域づくりですね。もちろん個人的にはかかわってらっしゃる方がいます。野鳥地
区などとし4地区でされているのと思いますが、どのような取り扱いをされるかとか、
それから、民生児童委員は区に入っていらっしゃらない方もかかわられるんだろうと思
います。それから、介護サービス課が担当してます地域包括支援センターのその下の在宅介
護支援センターの職員は、区に入っていらっしゃらない方も在宅の方たちにサービスを行
うために情報をいただきに行けます。その方たちは、区に入ってらっしゃらない方も行き
ます。ところが、両方とも個人情報保護条例に引っかかって、お名前がいただけない。そ
んな苦悩をしております。では、だれがこの方たちを、先ほどおっしゃった、全く届ける
情報が届かない人たちをどうするのか。もちろん、これは市民の責任でもあります。行政
区に入らない、私は市民の責任でもあると思います。でも、そのことすら自覚できなくて、
入らないでいいという、その市民をどう育てるかということが問題ではないかと思ってい
ます。

先ほどの介護サービス課がする仕事は、もちろんほかの仕事もそうですが、介護保険税
を払っております。在宅介護支援センターのサービスを受けるのは当然であります。そ
こに訪問できない状況もあります。私はそれを、今行政を責めているんではありませんが、
そういう実態を私はうんと知っていただきたいという思いできょうの質問をしたわけです。
このような実態の中で、地域づくりをどのような観点で進められていくか、特にコミュニ
ティづくりの中でされていこうとしているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（柴田裕隆君） コミュニティ推進室長。

○コミュニティ推進室長（田箆和明君） コミュニティの取り組みの中で、今後一番重点
的にやっていかなければならないのが地域づくり、地域の活性化と高齢者の見守りだろ
うと思っております。で、今現在、コミュニティ組織の中で健康福祉部会であるとか、地区
社協によりまして弁当の宅配などを月に1、2回行っていただいて安否の確認をしてもら
っております。で、これにつきましては、各地区の民生委員を通じて、行政区に入ってあ
る方、入っていない方を回っていただいて、その中で必要な方に弁当を配って安否の確認
を行っている状況でございます。で、各地区のコミュニティ組織によって違い、大小の違い
はあると思っております。で、このコミュニティ活動につきましては、市からの補助金と

地区からの会費、コミュニティ会費であるとか振興会費をもって運営してありますので、行政のほうからここまでやってくださいというのが、まあ現状のところ言えないような状況でございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） こんな実態があるということが非常に難しい問題ですが、今回私は区長数名の方に御意見伺ったり、それから、どのような方法をとってらっしゃるかって、本当にいい、ああそうなのかというところもございました。例えば、アパートに住んでいらっしゃる方は、区に入ってらっしゃらない方も多いんですが、しかし、区に入ってないというよりも、アパート主の方が区長のような役目をしてらっしゃるとか、それから、区長も区に入ってらっしゃらない方の分まで広報紙を、数を要求して配っているとか。それでも、やっぱり先ほどおっしゃった、宅配弁当などに関しましては、区に入ってないのにという思いもまだございます。そんな住民も実態としてございます。

それから、コミュニティの補助金のこともありましたが、安陪議員の質問にもございましたが、これも税金を分配しているわけですね。でも、コミュニティの組織には入れないとか、非常に私、もうちょっと市としても、市、行政としてもある程度の方向づけをしていただいて、幾つかのパターンに分けて、こういう方法はどうかということを示していただいて、そして、まあ行政区に、コミュニティに投げかけられて、ぜひ地域づくりを、こんな方法がありますよと、割合よその情報知らないわけです。だから、そんな方法で地域づくりにぜひ頑張ってください、市民が全部、やっぱり地域づくり、この市のサービスが同じように受けられるように、あるいは義務が果たせるように、そのような努力をお願いしたいのですが、最後にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） 福祉の観点からだけ、ちょっとお話させていただきます。

今御指摘の点、非常に私たちも苦慮いたしております。大変な問題だということで認識をいたしております。で、市のほうとしましては、平成22年の3月に地域福祉計画というのを作成をさせていただきました。それをもとに、21年の3月に、これは市社会福祉協議会でございますけれども、そちらのほうにお願いをいたしまして、これの行動計画なるものを立てていただいた経過がございます。で、そこらあたり（「マイクを」と呼ぶ者あり）はい。それに基づきまして、今年度ですけれども、地区の社協単位、先ほどコミュニティとダブるわけですけども、まあモデル事業的なものを実施していただきたいということで、今取り組みを進めております。で、お答えにはならないかもしれませんが、地区でそういった取り組みをされるのが、ひとつ今後の区に、あるいは隣組に入っただく、呼びかけていく一つの手立てに少しでもなればというふうに考えております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田梯子君） 福祉事務所長から、福祉に関して御回答いただきましたが、先ほどから申しますように、環境問題もあり、広報の問題もあり、福祉の問題もあります。まちづくりの問題もあると思います。ぜひ、総合的にプロジェクトで御検討いただきたいと思ひますし、私どもも住民として頑張りたひと思ひます。よろしくお願ひします。

では、最後でございますが、下水道事業の普及や利用に関する質問でございます。

市が下水道事業、環境問題からして普及に努力してらっしゃる、その方針であるということ踏まえて御質問をいたしたいと思ひます。

今回は高齢世帯における下水道、特に合併浄化槽です。工事費や利用料金等の個人負担増に関する質問でございます。

まず、公共下水道について、利用料金は人数割ですか、異動のあった場合についての処置は、いつどこで、どのような手続きをしてらっしゃるのでしょうか。合併浄化槽は、後でいたします。お願ひします。

○議長（柴田裕隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） 下水道の件についてのお尋ねでございます。私のほうからは、下水道事業の概要を説明させていただきます、詳しくは担当のほうから説明させていただきますと思ひております。

議員御承知のとおりのこととは思ひますけれども、とりわけ汚水の関係ですね、についてのお尋ねでございます。この処理方式につきましては大きく二つの種類がございます、集合式下水道、いわゆる一般的に公共下水道と言っている部分でございます。それが一種類と、それからもう一つの、先ほど御質問にございました、個別式下水道という二つの、大きくは分かれておりまして、集合式でございますと、とりわけ甘木、旧甘木市を中心としております流域関連公共下水道がございます。それから、秋月辺り、秋月あるいは朝倉地区にございます特定環境保全公共下水道、それから、まだ整備には入っておりませんが、単独公共下水道が2カ所、それから、農村地域を中心とします農業集落排水事業、それから、美奈宜の杜にございます地域し尿処理施設と、いわゆるこの集合式の場合は、処理場を持ったいわゆる下水道施設ということでございます。

それから、個別下水道の関係については、一般的にいう浄化槽の関係でございます、今お尋ねの部分でございます。これは、現在2種類の事業を市のほうで推進しておりまして、市設置型の浄化槽、それから個人設置型の浄化槽、この2種類を現在推進をしてございます。で、市設置型の浄化槽につきましては、人槽、いわゆる何人槽、5人槽であったりとか7人槽であったりとか、この人槽による分担金をいただきまして、市で直接施工し、後日使用料を徴収をするというやり方でございます。

それから、個人設置型につきましては、いわゆる設置に伴う人槽による利用の補助を出しておりまして、これは集合の、先ほど言いました集合の処理区の区域内で、まだ事業に着手しておりませんが、認可を持たないというところでは、事業着手が整備が遅くなりま

す関係で、前もってそういった区域につきましては、将来公共下水道へ接続してもらおうということを前提に事業の申請をしていただきまして、人槽による補助を行って事業推進をしておる状況でございます。以上が、全体の、本市が進めております下水道事業の概要でございます。お尋ねの料金等につきましては、担当課のほうから説明をいたします。

○議長（柴田裕隆君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 私のほうから、甘木地域の公共下水道及び農業集落排水事業、集合処理でございます。それについての使用料金について説明をいたします。

使用料は下水の処理費用や下水道管の清掃に充てるものということで、まず基本料金が月額1,050円でございます。そして、使用料、1立米につきまして157.5円、これは消費税がつきますので、端数が出ておりますけど、157.5円の重量使用料の合計額になります。それから、使用水量ですけど、上水道だけを使用している建物につきましては、上水道のメーターの数量で算定をするようにしております。井戸水だけを使用されている建物につきまして、一般住宅の場合は一月あたり1人5立米使うという前提で5立米掛ける人数分で計算をしております。事業所については、メーター機を設置して、そのメーターの数字で算定をしております。

それから、上水道と井戸水を一緒に使ってある建物で、一般住宅の場合はひとりでありまして5トンでございます。で、上水のメーターも出てきますけど、そちらが仮に6トンであるとすれば、5トンよりか多い数字の6立米のほうで算定をするようにしております。事業所の場合は、上水のメーターと別につけた井戸水につけております別なメーターの合計数量で算定をするというふうにしております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 御丁寧にありがとうございました。合併浄化槽について実は問題なんですけど、今は人数っていうことでしたが、ちょっと説明にもございましたが、人槽によって額が違う。御存じのように昔の建築は大きな家であった上に、20年もすると核家族となって高齢者のみがこの地で生活をして、時によってはひとり暮らしになります。そのような場合に、10人槽では6,000円余り、月にですね。年間7万円ぐらい。7人槽で5,250円、5人槽で4,200円でございます、月に。となると、国民年金の1カ月分は全部引かれる、それより超すわけですね。非常に今負担を感じてらっしゃいます。に対して、この負担に対しての考慮があるのかをまず1点、もう時間が少ないから簡単に御説明願います。

○議長（柴田裕隆君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 甘木地域の市設置型浄化槽、市が設置しております浄化槽、市が管理をしております浄化槽のことでございます。それについての料金について説明いたします。

使用料につきましては、浄化槽の毎月の保守点検料やブローアの修理、それから年1回法で決まっております汚泥引き抜きの費用に充てるものでございまして、先ほど議員が言わ

れますように5人槽で月額4,200円、7人槽で5,250円となっております。

それで、核家族化の関係で料金のことを申されましたけど、市で、市の料金につきましては人槽で決めさせていただいております。そのことが、浄化槽管理をしております業者との約束、契約でもございますから、その分をいただくこととなります。ただし、個人の方が長期で家を空けるといったような状況があれば、下水道課に連絡をしていただくようお願いしたいと思います。浄化槽を一時的に、長期に使わないということであれば、すべてを抜き取って清掃して、消毒をいたしまして、水張りをして、電気を止めてそのままにするということで、使用料金が止めることができると思います。ですけど、その場合、一時的な料金もかかるかなと思っておりますから、まずはそういった場合があれば連絡をしていただきたいと思います。

それと、先ほど説明をいたしました集合処理区域の場合でございます。一般住宅の場合で、井戸水の場合、上水だけの場合はようございますけど、井戸水の場合、住民票にかかわらず、使用人員でいただいております。実際、その家に住んである方で。例えば、子どもさんがアパートに転居したり、一時的に入院をするというふうなことであれば、届け出をしていただければ、使用料金の減をしておりますから、下水道課にそのこともお願いしたいと思います。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） ちょっと時間が少なくなりましたから、要望をしたいと思います。実は、今転入転出者の届け出の場合はもちろんのこと、高齢者のひとり暮らしがふえていますので、異動もございます。施設に入ったり、子どものところに行ったり。で、その転出届、異動の届けをしたときに、この下水道利用、合併浄化槽利用に関することも、ワンストップサービスの窓口で全部書類をそろえていただくようなマニュアルをつくっていただいて、そこで一時に終わるような状況にさせていただきたいと思います。

実は、それがなくて1カ月余分に払ったケースもございました。なかなか縦割りで行政がなっておりますので、私どもそんな不便を生じたときにはすぐ御連絡いたしますので、ぜひもっともっと、窓口が使いやすいようお願いしたいと思います。

それから、先ほどの合併浄化槽ですが、私は合併浄化槽になって水路がとってもきれいになったと、自分の住んでいる町で思いました。良かったと思いますが、やっぱり人数が少なくなってくると、このお金をどう負担するか。特に、10人槽をつくられた場合、7人槽をつくられた場合、非常に負担が大きいわけですね。かといって、お便所をつぶすわけにはいかない。そのような、私は苦悩してらっしゃる方があるだろうと思います。その辺りの住民の声もぜひ聞いていただいて、何らかの方策をとっていただきたいと思います。しながら、もう御回答はいいので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員の質問は終わりました。

以上で本日の一般質問を終わり、残余については、7日、午前10時から本会議を開き続行いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時26分散会